

# 国有林の地域別の森林計画(案)に対する意見の 要旨及び当該意見の処理の結果

(胆振東部、日高、石狩空知、宗谷、上川北部、上川南部、  
網走西部、網走東部、十勝、後志胆振及び渡島檜山森林計画区)

## 北海道森林管理局

国有林の地域別の森林計画(案)を公衆の縦覧に供した結果、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第2項に基づく意見の申し立てはありませんでした。

また、同法第7条の2第5項に基づく北海道知事への意見聴取、及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて(15林整計第341号)」別紙の第5の4に基づく学識経験者への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理結果は、以下のとおりです。

### \* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定める通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修 文 す る も の：意見を踏まえ、計画(案)を修文したものです。
- 4 今 後 の 検 討 課 題 等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせていただきます。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
別表 2	林道にかかる計画に関し、開設について新たな開設のみでないことが分かるような表現があるとよい。	3	ご意見を踏まえ、表の下に、「開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む」と注を入れることとします。